



転作作物の出荷・販売に取り組む方 → **がんばる農業応援事業**

- 1 地域振興作物奨励助成**
 【対象者】出荷・販売を目的として対象作物を水田に作付けした農業者
 【対象作物】おたねにんじん、エゴマ、にんにく
 【補助率】6,000円/10a以内
- 2 飼料用米作付奨励助成**
 【対象者】出荷・販売を目的として飼料用米を作付けした農業者
 【補助率】9,000円/10a以内
- 3 備蓄用米作付奨励助成**
 【対象者】出荷・販売を目的として備蓄用米を作付けした農業者
 【補助率】4,000円/10a以内
- 4 酒米作付奨励助成**
 【対象者】出荷・販売を目的として酒米を作付けした農業者
 【補助率】9,000円/10a以内
- 5 土地利用型作物作付拡大奨励助成**
 【対象者】出荷・販売を目的として前年産における主食用米面積から非主食用米及び畑作物を10%以上転換拡大した農業者
 【補助率】2,500円/10a以内
- 6 乾田直播取組奨励助成**
 【対象者】出荷・販売を目的として乾田直播栽培で水稻を作付けした農業者
 【補助率】2,000円/10a以内




町内産農産物を活用し、新商品の開発及び既存商品のリニューアルを行う方 → **新商品開発支援事業**

新商品開発、既存商品リニューアル及びPR支援
 【対象者】町内の農業者（農地所有適格法人を含む）
 【対象経費】新商品開発、既存商品リニューアル及びPR支援に係る費用
 設備費、印刷製本費（外部発注するもの）、広告料、委託料
 ※パソコン、カメラ、タブレット等汎用性の高いものは除く
 【補助率】対象経費1/2以内（上限額30万円、年度中1回までの申請）
 【留意事項】事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書の提出が必要



菌床や関連設備を導入する方 → **特用林産物振興支援事業**

- 1 菌床等購入支援**
 【対象者】町内に住所を有する農林業者
 【採択要件】出荷・販売を目的としており、500菌床以上の新規又は規模拡大であること
 【対象経費】菌床等の購入費
 【補助率】対象経費1/2以内（上限額10万円）
- 2 栽培施設等導入支援**
 【対象者】町内に住所を有する農林業者
 【採択要件】出荷・販売を目的としていること
 【対象経費】(1)パイプハウスの購入費（施設導入面積が50㎡以上の新規又は増設）
 (2)菌床棚、暖房及び灌水装置等の購入費
 【補助率】対象経費1/3以内（上限額30万円）



令和8年度 会津美里町農業関係補助金のお知らせ



※注意※

記載の事業は、町への申請前に実施（購入）してしまうと補助の対象になりません。必ず実施前（購入前）に補助金申請を行ってください。
 なお、詳しい内容は以下までお問合せください。


お問い合わせ
 会津美里町農林振興課（会津美里町役場 本庁舎2階）
 電話 0242-55-1191

新たに農業を始める方
➡
新規就農者育成奨励金事業

1 新規就農者補助
【対象者】次の要件をすべて満たす者
 ・町内に住所を有し居住している者又は新たに居住する者
 ・年齢が55歳未満で5年以上かつ年間150日以上農業に専従する者
 ・青年等就農計画又は壮年就農計画の認定を受けた者
 ・就農後、5年以内に認定農業者になる意思がある者
 ・下記3の補助金を受給していない者
【補助額】月額 5万円(最長36ヶ月)
 ただし、次の①～③の要件をすべて満たす者は月額10万円とします。
 ①親が農業経営を行っていない者が新たに農業経営を開始する者
 ②転入日から起算し、1年以内に壮年就農計画の認定申請をし、認定を受けた者
 ③転入日前日から起算し、過去2年間継続して会津美里町に住所を有していない者

2 移住新規就農者家賃補助
【対象者】上記1の要件を満たす者のうち、転入日前日から起算し、過去2年間継続して会津美里町に住所を有しておらず、就農するために新たに町に居住する者で、住居が賃貸住宅の者
【補助額】月額家賃の1/2以内(上限額 2万5千円:最長36ヶ月)

3 農業後継者補助
【対象者】次の要件をすべて満たす者
 ・町内に住所を有し居住している者
 ・主として農業によって生計を立てている親の農業経営を継承する意思がある者
 ・親の農業経営に加わって5年以内の者で、親の農業経営改善計画や家族経営協定により農業経営内における役割が明確にされている者
 ・年齢が18歳以上45歳未満で、5年以上かつ年間150日以上農業に専従する者
 ・上記1の補助金を受給していない者
【補助額】月額 3万円(最長36ヶ月)




農業の研修を行う方
農業研修を受け入れる方
➡
新規就農者農業研修支援事業

1 農業研修補助
【対象者】次の要件をすべて満たす者
 ・町内に住所を有し居住している者
 ・就農準備資金(国庫補助)の交付を受け、県の認定機関で農業研修を行う者
 ・研修修了後、町内で就農する意思のある者
 ・就農後、5年以上町内で農業経営を継続する意思のある者
【補助額】月額 1.25万円(最長24ヶ月)


2 農業研修受入補助
【対象者】次の要件をすべて満たす経営体
 ・町内に住所を有し居住している経営体
 ・就農準備資金(国庫補助)の交付を受ける研修生の農業研修を実施する経営体(受け入れる研修生は、研修修了後町内で就農する意思のある者とする)
【補助額】研修生1人につき月額 2万円(最長24ヶ月、当該年度2人分まで)

3 移住農業研修生家賃補助
【対象者】次の要件をすべて満たす者
 ・農業研修補助の対象者であり、農業研修を行うために新たに町に居住し、住居が賃貸住宅である者
 ・転入日前日から起算し、過去2年間継続して会津美里町に住所を有していない者
【補助額】研修期間中の月額家賃の1/2以内(上限額 2万5千円:最長24ヶ月)




退職後に専業就農する方
➡
農業担い手支援事業

【対象者】次の要件をすべて満たす者
 ・町内に住所を有し居住している者
 ・退職後に農業経営改善計画の新規認定を受けた者
 ・農業経営改善計画の新規認定を受けた日から起算して1年以内に補助金申請を行い、かつ、申請時の年齢が55歳以上の者
 ・農業経営改善計画の新規認定を受けた日以降、失業手当を受給しない者
【対象経費】農機具及び設備購入費、園芸作物における種苗の購入費
【補助率】対象経費の1/2以内(上限額50万円)



農業用機械、高温対策資材を導入する方
園芸施設、施設種苗等を導入する方
農業経営を法人化する方、研修を行う方
➡
農業経営安定化支援事業

1 農業用機械購入
【対象者】認定農業者又は認定新規就農者
【対象経費】農業経営に必要な機械等の購入費(本体に附属する機械は30万円以上)
 ※草刈機や軽トラック、パソコン等農業経営以外に容易に供されるような汎用性の高い機械等は除く
【交付要件】労働力や生産費の省力化に繋がる農業用機械を導入すること
 機械の導入により農業経営改善計画認定申請書又は青年等就農計画認定申請書に記載している対象作物の経営面積を拡大させること
 水稲:前年度から1ha以上の拡大
 園芸・果樹:前年度から10%以上(新規作付の場合は5a以上)の拡大
【補助率】対象経費1/3以内(上限額50万円。ただし、農林水産省が定める「農業新技術 製品・サービス集」等に掲載されている農業用機械の場合は上限額150万円。)※対象機械等についてはお問い合わせ下さい。




2 農業用井戸導入
【対象者】認定農業者又は認定新規就農者
【対象経費】農業用井戸の新設に係る費用(ポンプ小屋等は除く)
【対象作物】水稲、園芸作物、果樹
【交付要件】新規水源を確保するために農業用井戸を新設すること
 井戸設置場所が町内の農地であること(水稲の場合は土地改良事業受益地を除く)
【補助率】対象経費1/2以内(上限額10万円)

3 高温対策資材・設備導入
【対象者】認定農業者又は認定新規就農者
【対象経費】(1)遮光資材等の導入又は遮断資材の塗布に係る費用
 (2)施細霧冷房及びミスト散水、パッドアンドファン等設備の設置に係る費用
【対象作物】施設園芸作物
【交付要件】高温障害(収量・品質低下)の対策のために要する取組みであること
 事業実施箇所が町内の農地であること
【補助率】(1)遮光資材等の導入又は遮断資材の塗布 対象経費1/2以内(上限額10万円)
 (2)施細霧冷房及びミスト散水、パッドアンドファン等設備の設置 対象経費1/2以内(上限額50万円)

4 園芸施設等導入
【対象者】認定農業者の新規認定を受けてから5年以内の者又は認定新規就農者
【対象経費】(1)パイプハウスの購入費又はリース費用
 (2)灌水装置等の購入費
【対象作物】町地域振興作物(アスパラガス、きゅうり、トマト、さやいんげん、ねぎ、宿根カスミソウ、キク)、ぶどう、日本なし
【交付要件】(1)パイプハウスの購入又はリースの場合は、施設導入面積が1a以上の新規又は増設であること
 (2)灌水装置等の購入の場合は、新規又は増設であること
【補助率】(1)パイプハウスの導入 対象経費1/2以内(上限額100万円)
 (2)灌水装置等の導入 対象経費1/2以内(上限額50万円)

5 園芸種苗購入
【対象者】認定農業者の新規認定を受けてから5年以内の者又は認定新規就農者
【対象経費】園芸作物及び果樹栽培における種苗又は苗木等の購入費(総額1万円以上)
【対象作物】町地域振興作物(アスパラガス、きゅうり、トマト、さやいんげん、ねぎ、宿根カスミソウ、キク)、りんご、柿、ぶどう、日本なし、もも、うめ
【交付要件】出荷・販売を目的としており、5a以上の新規作付又は面積拡大であること
【補助率】対象経費1/3以内(上限額10万円)



6 農業法人設立
【対象者】町内の農業者
【対象経費】農業経営を法人化する取組に必要な経費
【交付要件】設立法人の役員に認定農業者又は認定新規就農者が含まれていること
【補助率】30万円(定額)

7 農業者研修参加・技術取得
【対象者】町内の農業者
【対象経費】(1)研修参加費、研修資料代
 (2)会場までの車賃、鉄道賃宿泊料等
【交付要件】町外で開催される農業関連研修(先進地視察研修含む)で、公募されていること
【補助率】対象経費1/2以内(上限額10万円)